

1 岐阜市内における薬局開設の許可等に係る権限の岐阜市への移譲について

平成25年4月1日から、岐阜市内における薬局の開設の許可等に係る手続き及び薬局製造販売医薬品に係る手続きの窓口が「岐阜市保健所」に変わります。

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)により薬事法が改正され、平成25年4月1日から岐阜市内における薬局の開設の許可等に係る権限を岐阜市に移譲することとなりました。

よって、下記手続きの窓口は、平成25年4月1日から岐阜市保健所(地域保健課)となりますのでご注意ください。

薬局の開設の許可等に係る手続き

手続きの種類	根拠条文	薬事法	薬事法施行令	薬事法施行規則
薬局開設許可(新規、更新)		第4条第1項、第2項		
休廃止等届 (廃止、休止、再開、変更)		第10条		
取扱処方箋数の届			第2条	
郵便等販売届				第15条の4第2項
許可証の書換え交付申請			第45条第1項	
許可証の再交付申請			第46条第1項	
許可証の返納			第47条	

薬局製造販売医薬品に係る手続き

手続きの種類	根拠条文	薬事法	薬事法施行令
製造販売業(新規、更新)		第12条第1項、第2項	
製造業(新規、更新)		第13条第1項、第3項	
製造販売承認		第14条第1項	
製造販売承認事項一部変更承認		第14条第9項	
製造販売承認事項軽微変更届		第14条第10項	
製造販売届		第14条の9第1項	
製造販売届出事項変更届		第14条の9第2項	
休廃止等届 (廃止、休止、再開、変更)	製造販売業 製造業	第19条第1項 第19条第2項	
許可証書換え交付申請	製造販売業 製造業		第5条 第12条
再交付申請	製造販売業 製造業		第6条 第13条
許可証の返納	製造販売業 製造業		第7条第1項 第14条第1項
承認整理届			

これまでの岐阜県の許可は、引続き有効となりますので、今回の権限移譲に伴う特別な手続きは必要ありません。

許可申請等の手数料の納入方法が、岐阜県と岐阜市で異なりますのでご注意ください。

- ・岐阜県：収入証紙による納入
- ・岐阜市：現金による納入

なお、岐阜県と岐阜市の各許可申請等の手数料金額は、同額となります。

次の手続きは、従来どおり県立岐阜保健所に提出していただくこととなります。

薬局機能情報(変更)報告に関する手続き
高度管理医療機器販売業・賃貸業に関する手続き
管理医療機器販売業・賃貸業に関する手続き
麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく手続き

ただし、薬事法施行令第49条第1項の規定及び麻薬及び向精神薬取締法第50条の26第1項の規定により、岐阜市から「薬局開設の許可を受けた者」は、「管理医療機器販売業・賃貸業の届出を行った者」及び「向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の許可を受けた者」とみなされますので、これらの手続きを改めて岐阜県に行う必要はありません。

岐阜市保健所 地域保健課の連絡先
住 所 〒 500-8309 岐阜市都通 2 丁目 19 番地
電話番号 058-252-7191
FAX 058-252-0639